

## 特重非公開ガイド廃棄に係わるシュレッダー廃棄と判断した理由について

### 1. はじめに

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「特重非公開ガイド」という。）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッダー廃棄した件について、シュレッダー廃棄と判断した理由について、当時の状況を改めて調査・整理した結果も踏まえ、当社が廃棄と判断した理由を以下に示す。

### 2. 廃棄と判断した見解

当時の状況から、現在においても、発電所内で、利用による紛失・廃棄もしくは当該者以外の者が盗取したとは考えにくく、当該者が誤ってシュレッダー廃棄したものと判断する。

#### 【判断理由】

##### ■ 発電所受領時の状況からの推定

廃棄した特重非公開ガイド1部は、平成26年10月24日に、本社から島根原子力発電所に提示されたものであった。本社から島根原子力発電所への提示にあたっては、本社の特重秘密情報取扱者（管理職）が社用封筒に入れて、特重非公開ガイドを発電所に持参し、当該者に、直接、手渡しされた。社用封筒の中身が、特重非公開ガイドであることを相互に確認し、社用封筒に入れた状態で、執務室内に配置された当該者の机のキャビネット（3段のうちの下段）に施錠保管された。

この際、社用封筒に「秘」扱いの記載もしくは、「特重施設情報」の表記を行ったかどうかは、明確ではない。

上記より、特重非公開ガイドは、社用封筒に入れて、机のキャビネットに保管された状態が継続されていたと考える。

なお、特重非公開ガイドを入れていた社用封筒を添付資料（1）に示す。

##### ■ 発電所での利用状況からの推定

今回、平成26年10月24日から平成27年4月23日の間で島根原子力発電所において秘密情報取扱者に指定された者（対象者：56人（当該者および退職者5人を除く））を対象に、特重非公開ガイドを利用した実績があるかを聞き取りにて確認したところ、利用したものはいなかったこと、また、特重非公開ガイドが管理されていることを知る者はいなかったことから、利用による紛失もしくは廃棄したとは考えにくい。

なお、当該者は、核物質防護を所管する部長の職務も担っており、特重非公開ガイドの秘密性は認識していたこと、また、平成26年10月24日以降、特重非公開ガイドを取り出して利用したことはないとの記憶であり、発電所で利用された実績はないものとする。

#### ■ 施錠管理の状況からの推定

特重非公開ガイドは、社用封筒に入れた状態で、当該者の机の右側に設置していた3段キャビネットの下段に保管し、施錠管理していた。右側キャビネットの鍵は、机の左側に設置していた3段キャビネットの上段に保管することとし、左側キャビネットの鍵は、当該者が常時管理していた。

運用として、右側キャビネットは、保管文書の閲覧時を除いて、常時施錠された状態であった。また、左側キャビネットは、勤務時間帯（出社時）は開錠し、勤務時間帯以外（帰宅時）は施錠することとしており、帰宅時は鍵を持ち帰っていた。

勤務時間帯においては、右側キャビネットの鍵が保管されていた左側キャビネットは、開錠状態であったが、執務室内の人の目がある中で、左側キャビネットから鍵を取り出し、右側キャビネットを開錠して、特重非公開ガイドを無断で借用もしくは盗取することは考えにくい。

なお、事務機のキャビネットの外観を添付資料（2）に示す。

#### ■ 誤配付の可能性

特重非公開ガイドと同じ右側キャビネットに保管していたのは、人事関係書類、サイバーセキュリティ関係情報、特定核燃料物質の防護のために必要な文書および個人資料等であると当該者から聞き取っている。

これらのうち、人事関係書類を除いては、必要時に参照、使用するのみで当該者から他者に手渡しや貸し出しを行うものではなかった。人事関係書類は、当該者から直属の上司である、同一執務室内の技術系副所長に提出することはあったが、提出は年に数回の人事異動の際に限られること、文書の重要性に鑑み、受け渡し時に双方で封筒の確認を行うのが通例であったことから、特重非公開ガイドを入れた封筒を、他の文書と併せて誤って配付することは考えにくい。

なお、特重非公開ガイドを保管していたキャビネットの使用状況を添付資料（3）に示す。

### 3. 添付資料

- （1）特重非公開ガイドを入れていた社用封筒
- （2）事務機のキャビネットの外観
- （3）特重非公開ガイドを保管していたキャビネットの使用状況

以 上

特重非公開ガイドを入れていた社用封筒



(表面)



(裏面)

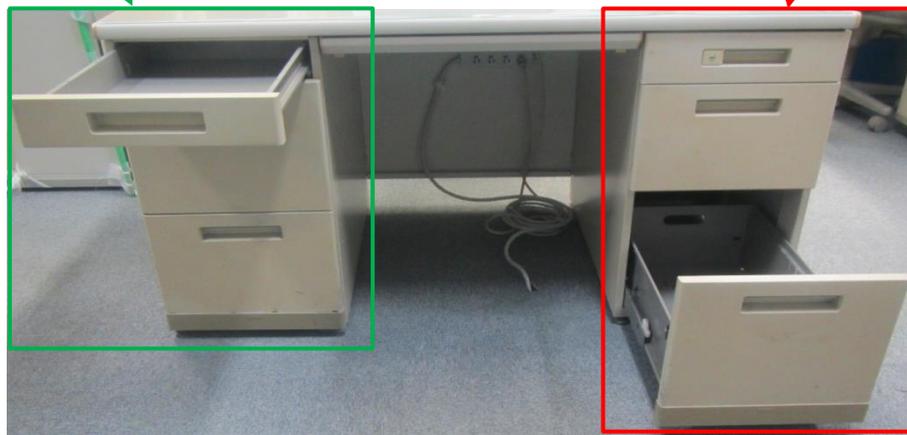
事務机のキャビネットの外観



(キャビネット閉止時)

左側キャビネット  
(上段に、右側キャビネットの鍵を保管)

右側キャビネット  
(下段に、特重非公開ガイドを保管)



(キャビネット開放時)

## 特重非公開ガイドを保管していたキャビネットの使用状況

特重非公開ガイドについて、島根原子力発電所での受領後（平成 26 年 10 月 24 日）、誤って廃棄するまで（平成 27 年 4 月 23 日）の期間における当該者の事務机キャビネットの使用状況に関し、当該者への聞き取りにより確認した結果を以下に示す。

### 1. 事務机キャビネットの使用状況

当該者が特重非公開ガイドを保管していた机の右側キャビネットについては、特重非公開ガイド以外の人事関係等の書類も保管していたが、必要時以外は施錠された状態であり、書類閲覧時のみ開錠していた。また、一時的に離席する場合においても、人事関係書類等は机の上に置いたままにせず、キャビネットに戻し施錠した状態で離席していた。

一方、使用頻度の高い文房具類や書類は、机の左側キャビネットを使用していた。

なお、勤務時間帯（出社時）において、当該右側キャビネットの鍵は左側キャビネットに保管していたが、左側キャビネットは開錠していた。

### 2. 右側キャビネットに保管していた書類

#### (1) 下段キャビネット

##### a. 人事評価関係書類（各書類使用頻度：2, 3 回／年）

（a. から c. を個別フォルダー、封筒、クリアファイルに入れ、さらに約 10cm のファイルボックス 2 個に入れて保存）

- ・業績考課・査定通知書(10 枚程度)
- ・能力考課・職能等級昇進作業用リスト(10 枚程度)
- ・業績考課・査定 作業用リスト(10 枚程度)
- ・特別管理職 目標管理シート(20 枚程度)
- ・業績考課票(20 枚程度)
- ・能力考課票(20 枚程度)
- ・自己申告書(20 枚程度)
- ・使用済み封筒(人事関係用)

##### b. 人事関係書類（個人用）（各書類使用頻度：2, 3 回／年）

- ・目標管理シート, 業績考課票, 能力考課票, 自己申告書(写し)
- ・免状類

##### c. 特重非公開ガイド（社用封筒に 1 部を入れて保管）（使用頻度：なし）

##### d. サイバーセキュリティ関係資料（キングファイル 2 冊）

（キングファイル使用頻度：5 回程度／年）

- ・10CFR73\_54 § 73.54 Protection of digital computer and communication systems and networks.他原文, 翻訳資料

- e. 特定核燃料物質の防護のために必要な文書（6 または 8cm キングファイル 1 冊）  
（キングファイル使用頻度：10 回程度／年）

- ・ 核物質防護規定
- ・ 警備要領
- ・ 核物質防護設備性能試験手順書
- ・ 情報管理要領
- ・ 核物質防護緊急時対応要領
- ・ 核物質防護非常時対応要領

(2) 中段キャビネット（使用頻度：数回程度／年）

- a. 過去のスケジュール帳（5 年分程度）
- b. 新規制基準審査ガイド，工認関係資料
- c. 携帯電話空き箱，PHS 空き箱（本体，AC アダプタ，ホルダ用空き箱）
- d. マウス（コード付き）

(3) 上段キャビネット（使用頻度：数回程度／年）

- a. 社外から提供された記念品類（文鎮等）

3. 保管書類の持ち出し状況

右側キャビネットに保管していた書類のうち，人事関係書類を除いては，必要時に参照，使用するのみで他者に手渡しや貸し出しを行うものではなかった。人事関係書類については，直属の上司である，同一執務室内の技術系副所長（特重秘密情報取扱者）に提出するため持ち出すことはあったが，提出は年に数回の人事異動の際に限られていた。また，文書の重要性に鑑み，受け渡し時に双方で封筒の確認を行うのが通例であった。

以 上